

外貨定期預金（為替オープン型）規定

1.（自動継続）

(1)この預金のうち、自動継続扱のものは、証書または通帳記載の満期日に、あらかじめ指定された期間（以下「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、証書または通帳記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下「この応当日」といいます。）とします。

継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当行の所定の利率とします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

2.（取扱店の範囲）

この預金は、当該預金を預け入れた営業店において、解約または書替継続ができます。

3.（預入れの最低金額）

この預金の預入額は、証書または通帳記載の当該外貨 500 通貨単位以上の金額とします。

4.（預金の解約または書替継続）

(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約をすることはできません。

(2)この預金の解約もしくは書替継続する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名）して、証書または通帳とともに提出してください。

5.（中途解約）

この預金を前記4の(1)により中途解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名、押印して証書または通帳とともに店頭へ提出してください。

6.（利息）

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率によって計算します。

(2)この預金を前記4の(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当該通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金を満期後に解約または書替継続する場合の満期日から当該解約日または書替継続日までの期間についての利息は、当該通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金のうち、自動継続扱の場合の利息は、満期日にあらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により支払います。

7.（手数料および費用）

この預金と同一通貨の外貨現金で預け入れ、または払戻す場合には、当行所定の手数料をいただきます。

8.（為替予約）

この預金について、原則為替予約はできません。

9.（外貨定期預金共通規定の適用）

この規定に定めのない事項に関しては、外貨定期預金共通規定により取扱います。

10.（規定の変更）

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

